

119番通報について

119番は、火災や救急など緊急のための専用回線です。

119番で夜間・休日の病院や災害発生などの問合せを行うと、命にかかわる通報を受理できなくなることがあります。緊急時以外の119番の利用はご遠慮ください。

◎ 119番通報のかけ方

☎ 火災の場合



☎ 救急の場合

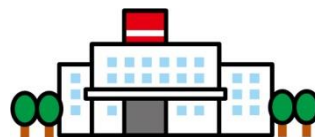


☆ [119番通報時のポイント](#)

□ [119番通報時のお願い](#)

夜間、休日の病院を知りたい場合は

- ◎ 夜間急病センター ⇒ 鴨池2丁目22-18 TEL099-214-3350
<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/hokenjo/hosei-soumu/shisetsu/kyukyu/001.html>
- ◎ 休日当番医 ⇒ 鹿児島市ホームページ「医療・休日・夜間の救急」
<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/hokenjo/hosei-soumu/kenko/iryo/kyujitsu.html>



市内での災害発生などの情報を知りたい場合は

- ◎ 鹿児島市災害情報ダイヤル ⇒ 0180-999-009
- ◎ 防災緊急情報 ⇒ 鹿児島市ホームページ「鹿児島市 防災緊急情報」
<http://www.kagoshima-fd.jp/bosaisysconts/top.html>
- ◎ 災害発生情報 ⇒ 鹿児島市ホームページ「安心ネットワーク119」
<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kurashi/bosai/shobokyoku/anshin/index.html>



虚偽(うそ・いたずら)の119番通報は犯罪です

119番通報の中には「うそ、いたずら」の通報があります。
このような通報で消防車や救急車が出動してしまった時に、別の場所で本当の火災や救急が発生すると…消防車や救急車の到着が遅れて、被害を大きくしてしまう場合があります。

虚偽の通報をすると以下の刑に処せられる可能性があります。

- ◎ 消防法(第44条)では30万円以下の罰金、または拘留
- ◎ 刑法(第233条)では偽計業務妨害として3年以下の懲役、または50万円以下の罰金
- ◎ 軽犯罪法(第1条)では拘留、または科料